平成30年度の国保税率が改正となりました

～資産割が無くなり、所得割率を引き下げる等税率を改正しました～

保健福祉課

●国民健康保険の都道府県化について

国民健康保険の加入者は「年齢構成が高く医療費水準が高い」「低所得の加入者が多い」構造となっており、市町村単位では安定した財政運営が困難である現状でありました。

こうした背景から、平成30年４月より国民健康保険の財政主体が市町村から都道府県に変わりました。（※詳細につきましては、別に被保険者へお知らせいたします。）

これにより、今金町の国民健康保険の財政負担が減ることとなり、安定的な国保運営ができるようになりました。

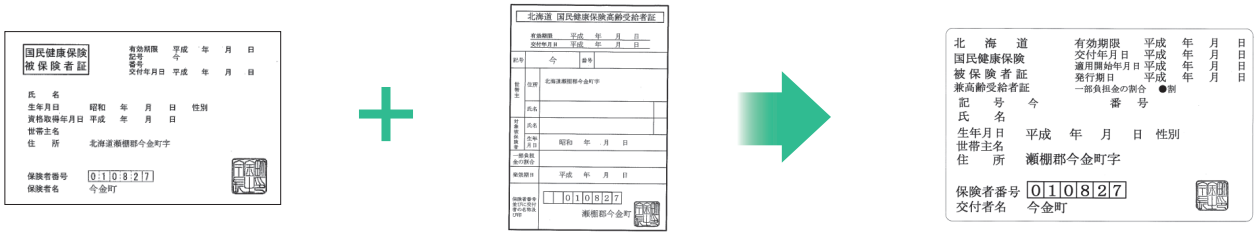
●都道府県化となっても手続きに変更はありません

国民健康保険の財政主体が都道府県に移行となりますが、これまで市町村が行っていた保険証などの発行や、国民健康保険税の賦課・徴収などは引続き市町村が行います。また、保険給付の負担割合についても、今までと変わりませんのでご安心ください。

主な変更点については下記のとおりです。

●保険証が変わります。

※70歳以上に交付しておりました高齢受給者証が保険証と一緒になり、保険証の更新期間が２年更新から１年更新に変わります。（新しい保険証は７月中に郵送（簡易書留）します。）



●国民健康保険税の税率について

平成30年度における今金町の国民健康保険税率は、下記の３点を踏まえて検討をした結果、次頁のとおり改正となりました。

①都道府県化により北海道が示した標準保険税率を参考とし、現在までの賦課方式である４方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から資産割を除く３方式へ賦課方式を変更しました。

②地方税法の一部改正に伴い、賦課限度額の引上げ及び軽減措置の拡充の影響を考慮しました。（詳細は下記※１のとおり）

③平成29年中の所得確定による基準総所得の増加の影響を考慮して、現行税率（北海道が示した標準保険税率）を基本とし、所得割率の引き下げによる調整をしました。

※１　平成30年４月より国保税条例が一部改正されました。主な改正点は次のとおりです。

◆賦課限度額の引上げ

	課税区分		
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
改正前	54万円	19万円	16万円
改正後	58万円（＋４万円）	改正無し	改正無し

◆国民健康保険税の軽減措置の拡充

軽減区分		改正内容
５割軽減	改正前	基礎控除額（33万円）＋27万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）
	改正後	基礎控除額（33万円）＋27.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）
２割軽減	改正前	基礎控除額（33万円）＋49万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）
	改正後	基礎控除額（33万円）＋50万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

３月末で終了いたしました。
３月31日までご利用いただけます。

◎今年度の国保税率は、昨年度から資産割が無くなり、所得割率を引き下げる等の改正をしました。

税区分		平成29年度税率	平成30年3月改正税率（現行税率／標準保険税率）	平成30年6月改正税率	賦課限度額
医療分	所得割	7.31％	8.29％	6.30％	58万円引き上げ
	資産割	49.50％	－	－	
	均等割＊1	27,680円	31,140円	31,140円	
	世帯平等割＊2	41,150円	21,580円	21,580円	
後期高齢者支援金分	所得割	2.48％	2.45％	2.10％	19万円据置
	資産割	12.00％	－	－	
	均等割＊1	9,200円	9,320円	9,320円	
	世帯平等割＊2	9,800円	6,460円	6,460円	
介護納付金分	所得割	1.25％	1.83％	1.50％	16万円据置
	資産割	10.50％	－	－	
	均等割＊1	8,300円	9,400円	9,400円	
	世帯平等割＊2	8,500円	4,870円	4,870円	

＊1．均等割は一人当たり金額です。
＊2．世帯平等割は一世帯あたり金額です。
※上記金額に対し各種減免等の制度があります。

積算例

平成29年度税率のうち、
合計（A）は固定資産税額が100,000円ある場合
合計（B）は固定資産税額が無い場合

○保険税の賦課においては、所得に応じて均等割・平等割の軽減がされます。（7割、5割、2割）
○医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分それぞれにおいて、限度額を超えた場合は、賦課限度額が上限となります。

●世帯員の所得2,000,000円、世帯員4人（うち、介護2号被保険者1名）

■平成29年度税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計（A）	合計（B）
所得割	146,200円	49,600円	25,000円	220,800円	220,800円
資産割	49,500円	12,000円	10,500円	72,000円	－
均等割	110,720円	36,800円	8,300円	155,820円	155,820円
平等割	41,150円	9,800円	8,500円	59,450円	59,450円
合計	347,570円	108,200円	52,300円	508,070円	436,070円

■平成30年度税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
所得割	126,000円	42,000円	30,000円	198,000円
資産割	－	－	－	－
均等割	124,560円	37,280円	9,400円	171,240円
平等割	21,580円	6,460円	4,870円	32,910円
合計	272,140円	85,740円	44,270円	402,150円

●世帯員の所得4,000,000円、世帯員4人（うち、介護2号被保険者1名）

■平成29年度税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計（A）	合計（B）
所得割	292,400円	99,200円	50,000円	441,600円	441,600円
資産割	49,500円	12,000円	10,500円	72,000円	－
均等割	110,720円	36,800円	8,300円	155,820円	155,820円
平等割	41,150円	9,800円	8,500円	59,450円	59,450円
合計	493,770円	157,800円	77,300円	728,870円	656,870円

■平成30年度税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
所得割	252,000円	84,000円	60,000円	396,000円
資産割	－	－	－	－
均等割	124,560円	37,280円	9,400円	171,240円
平等割	21,580円	6,460円	4,870円	32,910円
合計	398,140円	127,740円	74,270円	600,150円

●世帯員の所得6,000,000円、世帯員4人（うち、介護2号被保険者1名）

■平成29年度税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計（A）	合計（B）
所得割	438,600円	148,800円	75,000円	662,400円	662,400円
資産割	49,500円	12,000円	10,500円	72,000円	－
均等割	110,720円	36,800円	8,300円	155,820円	155,820円
平等割	41,150円	9,800円	8,500円	59,450円	59,450円
合計	580,000円	190,000円	102,300円	872,300円	861,800円
	賦課限度額	賦課限度額			

■平成30年度税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
所得割	378,000円	126,000円	90,000円	594,000円
資産割	－	－	－	－
均等割	124,560円	37,280円	9,400円	171,240円
平等割	21,580円	6,460円	4,870円	32,910円
合計	524,140円	169,740円	104,270円	798,150円

※平成29年度の合計が合わないのは賦課限度額の影響によるものです。

【問合せ】保健福祉課 保険・医療グループ
（総合福祉施設「としべつ」内 ☎82-2780）
・国保制度・医療費に関すること
・特定健診に関すること
・国保事業の短期人間ドック・精密脳ドックに関すること

税務住民課 ☎82-0111
戸籍年金グループ
・国保の得喪手続に関すること
・被保険者証の交付に関すること
課税収納グループ
・国民健康保険税に関すること

高齢者交通料金助成事業は
※購入されたバスカードは2020年